

曽爾村ファンクラブ宿泊割引利用者規約

- 第1条 曽爾村ファンクラブ事業「宿泊割引制度」を利用する者（以下「利用者」）は、曽爾村ファンクラブ本会員でなければならない。
- 第2条 宿泊の予約申込については、対象店舗に対して電話でおこなうものとする。その際会員番号と会員種別を宿泊事業者に対して口頭で明示した上で「曽爾村ファンクラブ宿泊割引制度」を利用する旨を伝えなければならない。
- 第3条 宿泊代金は後日公式 LINE から送られてくるリンクより決済を遅滞なく行わなければならない。曽爾村ファンクラブ事務局からの催促にも関わらず完全支払いを行っていない場合、予告なくキャンセル扱いとなる。利用者はこれに関する異議は一切することができない。
- 第4条 宿泊代金の割引は、以下のとおりとする。
- ◆特別会員
- 4月～11月の平日宿泊・・・1泊当たり 2,000 円割引+30 日前早期予約特典有（2,000 円の曽爾村ファンクラブ商品券）
 - 4月～11月の土日祝宿泊・・・1泊当たり 1,000 円割引+30 日前早期予約特典有（2,000 円の曽爾村ファンクラブ商品券）
 - 12月～2月27日の宿泊・・・宿泊基本代金の 30%割引（但し1泊当たり 100,000 円を上限）+30 日前早期予約特典有（宿泊基本代金の 20%の曽爾村ファンクラブ商品券）
 - 2月28日～3月31日の宿泊・・・宿泊基本代金の 30%割引（但し1泊当たり 100,000 円を上限）
- ◆一般会員
- 4月～11月の平日宿泊・・・1泊当たり 1,000 円割引
 - 4月～11月の土日祝宿泊・・・特典無し（通常代金のお支払いとなります。）
 - 12月～3月の宿泊・・・宿泊基本代金の 20%割引（但し1泊当たり 100,000 円を上限）
- 第5条 利用者からの支払い後曽爾村ファンクラブ事務局は遅滞なく「宿泊予約表」を発行しなければならない。発行方法は LINE メッセージでの添付とする。

第6条 利用者の予約が宿泊日の31日以上前であった場合、曽爾村ファンクラブ事務局は利用者に対して第4条に従い「曽爾村ファンクラブ商品券」を発行しなければならない。利用者が宿泊する当日までに該当宿泊施設に対して納品することとする。利用者は宿泊施設に対してファンクラブ商品券の受取りの意思を表示し、本券を受け取ることができる。

第7条 「曽爾村ファンクラブ商品券」の使用期限は宿泊日翌日までであり、券面の裏に記載されている期限を変更することはできない。また、券の交換・譲渡・売買は禁止とし、違反した場合は会員権を喪失させた上、再入会を禁じる。

第8条 本事業に係る宿泊のキャンセル料については、クレジット決済金額に対して以下の割合を利用者より徴収するものとし、各宿泊事業者のキャンセルポリシーに則るものではない。

宿泊日不泊及び当日～宿泊日を含む7日前	100%
宿泊日を含む8日前～宿泊日を含む15日前	50%
宿泊日を含む16日目以前	0%

但し、曽爾村内に気象警報（注意報では不可）が発令されている場合、または榛原・曽爾間（国道369号線の内）及び名張・曽爾間（県道81号線）が同時に通行止めになった場合は、会員から上記キャンセル料を徴収することはない。

第9条 キャンセルに係る事項（前第8条）を除く宿泊に係る契約については、各宿泊事業者の約款等を適用するものとする。

第10条 各宿泊事業者との係争について曽爾村ファンクラブ事務局は関与することはない、それに対して利用者は異議を唱えることはできない。

第11条 前条までに記載のない事項に関しては、曽爾村ファンクラブ事務局は利用者に著しい不利益が生じないように配慮しなければならないが、利用者は異議申し立てをおこなうことができない。

以上

令和6年8月1日 制定

令和7年4月24日 改定

曽爾村ファンクラブ事務局